

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	予定建築物の用途の変更許可		
根拠法令・条項	都市計画法 第42条第1項ただし書		
所 管 課	建築都市局開発調整部 宅地安全課		
審 査 基 準	都市計画法第42条第1項に基づいて審査します。 第1項ただし書の運用については、以下の事項のいずれかに基づいて審査します。 ・当該建築物が都市計画法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物又は都市計画法第34条の2第1項の規定により建築される建築物である場合 ・当該申請が都市計画法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合 ・許可申請に係る建築物が都市計画法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と都市計画法第33条第1項第2号から第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に都市計画法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合		
標準処理期間	標準処理期間	法34条1～13号該当の場合 令36条1項3号ホ該当の場合	21日 2月
	標準処理期間を設定できない理由		